



# 憧れのエステサービスで注意すべき点は？

### 【相談事例】

友人から紹介されてフェイシャルエステの無料体験に行った。契約を執拗に勧められたが高額なため一度断った。しかし結局、利用回数を減らし契約した。その際ホームケア用ジェルとサプリメントを同時に使用すると効果が高まると説明を受け、合計20万円の36回分割支払になった。その後、ジェルは使い切らない内に次の商品を購入させられた。また5千円の商品券をもらえるとあるので友人2人を紹介したが、私が店舗で友人に勧誘の電話をすることが条件だった。(22歳女性)

### ●契約時の注意点

- ・エステサービスと同時に化粧品やサプリメントを勧められることがあります。また使い切らない内に次の商品の購入を強く勧められたり、購入した商品を開封するように促されることもあります。本当に必要かどうかその場で判断せずに冷静に検討しましょう。
- ・同世代の勧誘者が友人かのように親しげに接して、断りにくい状況になることもありますし、やんわりと断っても執拗に話を続けられ長時間に及ぶ勧誘になることもあるので不要であれば毅然と断りましょう。
- ・事業者友人を紹介することで友人関係に悪影響を及ぼす恐れもあります。友人も同じようなトラブルに見舞われるかもしれません。本当に友人を紹介してもよいのか慎重に見極めましょう。

### ●クーリングオフ

- ・関連商品も含めた金額が5万円を超え、かつ期間が1か月を超えるエステサービスは契約書の提供を受けてから8日間はクーリングオフ（無条件解約）が可能です。8日経った後も一定額を支払って中途解約が可能です。

### ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、  
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。  
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん